

新型コロナウイルス感染拡大における今後の対応について

2020年11月12日に長野県の感染警報レベルの基準が変更されたため、学修亭『希』の対応について以下のように変更いたしました。

①拡大レベルに応じた対応(10広域の内、松本と諏訪を判断基準とします。)

長野県内の『発生段階区分』 参考8/4長野県				
レベル	直近1週間の10万人当たりの新規感染者数	警戒情報	状態	当塾の対応
1		平常時	感染者の発生が落ち着いている	通常の授業日程で実施
2	2.0人以上	注意報	感染者が確認されており注意が必要	
3	5.0人以上	警報	感染の拡大に警戒が必要	
4	10.0人以上	特別警報	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要	
5	20.0人以上	特別警報Ⅱ	感染が顕著に拡大している	*隔週での教室授業
6		緊急事態宣言	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある	発令された日または翌日より*教室での授業を休止

参考 *

・ 隔週での教室授業…週1回の教室授業を2週に1回とし、残りの週は遠隔授業またはチケットへの交換とさせていただきます。(希望者は全週遠隔授業も可能です。)

・ 教室での授業を休止…教室での授業を停止し、映像授業や遠隔授業とします。

遠隔授業が難しい場合、授業はチケットに交換させていただきます。

(Zoomによる遠隔授業・YouTubeによる映像授業配信・LINEによる質問受付)

・ 自習について、

平常時・注意報では自習席を全学年に解放

警報時・特別警報時では自習席を受験生に限って解放

非常事態宣言時・緊急事態宣言時は自習席を使用停止

※最新の対応状況は、ホームページのお知らせをご確認ください。

※レベル5について、1対1および1対2までの授業については、出来る限り教室での授業実施ができるよう対策します。

②個別事案への対応

※来塾時の検温で37.5℃以上の熱があった場合は念のためご帰宅していただきます。

(該当分の授業はチケット交換 又は映像授業や遠隔での授業参加・メールによる質問対応を実施します。)

(1)感染者が発生した学校に在籍している塾生は、発生確認日から14日間の通塾停止とします。

(該当期間分の授業はチケット交換 又は映像授業や遠隔での授業参加・メールによる質問対応を実施します。)

(2)在塾生に感染者が発生した場合、発症2日前以降の来塾が確認されたときは発生確認日から28日間教室閉鎖とします。

(該当期間中は映像授業や遠隔授業・メールによる質問対応を実施します。遠隔授業参加が厳しい場合は返金とします。)

(3)在塾生の家族・関係者に感染者が発生した場合は、(1)と同様に事項確認日より14日間の通塾停止とします。

(該当期間分の授業はチケット交換 又は映像授業や遠隔での授業参加・メールによる質問対応を実施します。)

(4)教室責任者・講師が感染した場合、(2)と同様に発生確認日から28日間教室閉鎖とします。

(原則、該当期間分の授業料を返金します。方法は振込または以降の授業料からの相殺とします。)

(5)教室責任者・講師の近親者が感染した場合、発生確認日から14日間休講とします。

(該当期間分の授業はチケット交換 又は映像授業や遠隔での授業参加・メールによる質問対応を実施します。)

学修亭『希』